

# 相模原市透析災害対策協議会（相模原 DD-net）会則

（総則・名称）

## 第 1 条

本会は「相模原市透析災害対策協議会（相模原 DD-net: Sagamihara Dialysis Disaster network）」と称する。

（設立年月日）

## 第 2 条

本会の設立年月日は令和元年 12 月 11 日とする。

（事務局所在地）

## 第 3 条

事務局を JA 神奈川県厚生連相模原協同病院（神奈川県相模原市緑区橋本 2-8-18）に置く。

（目的）

## 第 4 条

本会は、災害時の透析医療の早期復旧と医療継続を、相模原市と相模原市内の透析施設が協力して実現することを目的とする。

（事業）

## 第 5 条

本会は相模原市透析災害対策協議会（相模原 DD-net）の運営ならびに第 4 条の目的を達成するために次の事業を行う。

- （1）組織体制の構築
- （2）災害対策会議
- （3）災害時模擬訓練
- （4）その他、本会発展のために必要な事業

(構成・会員)

#### 第6条

本会の目的に賛同する医師、コメディカルおよびその他の者をもって構成する。

(コアメンバー (役員))

#### 第7条

- (1) 会長を1名、副会長を1名選出する。副会長は会長を補佐し、会長に有事の際はその職務を代理する。
- (2) 事務局を JA 神奈川県厚生連相模原協同病院 医療技術部 臨床工学室内に置き、事務局長を選出する。
- (3) 会計を1名、会計監査を1名選出する。
- (4) 医師・コメディカルの中からコアメンバー (役員) ならびに代表者を選出する。  
新規のコアメンバーについてはコアメンバー (役員) にて協議の後に決定する。
- (5) 顧問を若干名おく。

(運営)

#### 第8条

- (1) 本会の運営は、会長・副会長・事務局・コアメンバーで構成する運営会議で検討事項を協議する。会長は、必要に応じて会議を招集し、会務を統括する。  
運営会議には必要に応じて、参加透析施設からの出席を求めることができる。
- (2) 運営会議は、討議事項の最終案を参加透析施設に提示して意見を求めた後に、検討事項を決定する。
- (3) 運営会議には、必要に応じて行政機関職員をオブザーバーとして参加要請を行う。

(総会)

#### 第9条

- (1) 総会は年一回開催し、運営会議や専門部会の活動等を報告する。
- (2) 施設代表者の3分の2以上が出席しなければ議事を行うことができない。ただし、当該議事につきあらかじめ意思を表示したものは出席者とみなす。
- (3) 事業計画及び報告、収支予算および報告については総会の承認を受けなければならない。

(専門部会)

#### 第10条

本会に専門部会を置くことができる。部会長、部員の職種は問わないが会員施設より選出する。病院・クリニックより満遍なく選出する。

(会計・会費)

第 11 条

本会の会計年度は毎年 4 月 1 日にはじまり翌年 3 月 31 日に終わる。

経費は会費・その他の収入を以て当てる。予算および決算は年に一度収支報告の議を経て承認を受ける。

年会費を参加医療機関より一律 10,000 円を徴収するが、必要に応じて会議で検討ののち増額・減額することができる。年会費は、会計年度の開始月に納入するものとする。

会計は会費の管理、各行事、運営に必要な諸経費を管理する。

(事務局・連絡先)

第 12 条

事務局は会長のもとに行事の開催、各行事の運営に必要な諸事務を行う。

運営会議・専門部会に参加し、議事録を作成する。本会の事務局は下記に置く。

事務局および事務局長

JA 神奈川県厚生連相模原協同病院 医療技術部 臨床工学室内 (事務局長：小俣利幸)

〒252-5188 神奈川県相模原市緑区橋本 2-8-18

電話：042 (772) 4291 (代表)

内線 PHS：7565

附則 (施行細則)

- (1) 本会則は令和 2 年 7 月 9 日から施行する。
- (2) 本会則を変更する場合は運営会議で協議した変更内容を参加透析施設に提示、意見を求めた後、変更することができる。